

後白河院政期についての若干の考察 : 主として院庁文書からみた院司の存在

ISHIZUKA, Sakae / 石塚, 栄

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

26

(開始ページ / Start Page)

26

(終了ページ / End Page)

38

(発行年 / Year)

1974-03-23

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010929>

後白河院政期についての若干の考察

——主として院庁文書からみた院司の存在——

石 塚 栄

一、はじめに

一般には、白河・鳥羽・後白河院政期をとおして院政時代と呼んでいるが、その画期はなんといっても古代から中世への一大転換（鎌倉幕府の成立）という意味で顕著なる歴史的展開をみせた後白河院政期である。すなわち、後白河院政期は、保元三年八月後白河院庁の開設から、建久三年三月後白河院の崩御まで、三十七年七か月に及んでいる。（ただし、治承三年十一月から治承四年十二月までは、高倉院政期ないし平氏政権の出現にともなう後白河院政停止期である。）

ところで、周知の如く、院庁政治（＝院政）体制の運営は院庁を中心に展開し、その人的構成は、白河院政以来、院（＝上皇）を頂点とする院司（近臣を含む公卿および受領層）が主体となっており、後白河院政も基本的にはこの体制を継承・発展させたものである。したがって、院司の存在は白河院以来の院政体制を解明するための基礎的研究の対象となっている。よって、従来の院司研究には、白河・鳥羽院政期における律令政治機構と院近臣の

関係を論じた橋本義彦氏の論文⁽²⁾、近臣公卿、院司公卿等（公卿層）と、近臣受領、院司受領等（受領層）の整理をとおして、白河・鳥羽院政の性格などにも言及された河野房男氏の一連の業績⁽³⁾がある。そこで、小稿では、主として院庁文書等を素材に、院司公卿等の存在をとおして、後白河院政期について若干の考察をいたしたい。

註

(1) 竹内理三「院政の成立」（岩波講座日本歴史第四卷所収）八九―一二〇頁。

竹内理三「平氏政権と院政」（岩波講座第五卷所収）五

七―八五頁。

なお、石井進「院政時代」（講座日本史第二卷所収）一九三―二二〇頁では、十一世紀後半（後三条親政）から十三世紀初頭（承久の乱）後鳥羽院政）に至る期間をもつて、院政時代とすることを提言されている。

(2) 橋本義彦「院政政権の一考察」（宮内庁書陵部紀要四号）三六一―五三頁。

(3) 河野房男「院政期の受領層」(歴史教育十二巻六号)五
一、六一頁。

河野房男「白河院近臣団の一考察」(日本歴史一四五号)
三六一五一頁。

河野房男「白河院近臣団の一考察」(日本歴史一五二号)
二〇一三八頁。ほか。

二、院庁文書の内容

院政時代における主要な史料としては、院宣、院庁下文、院庁牒などの院庁文書が存在する。そこで、院司を考察する前提として、後白河院政期の特質にふれるため、まず、これらの文書について年号別に区分すると、(A表)のとおりである。(なお、後白河院政期に存在した院庁文書の実数を知ることとは不可能であり、また、同時期の公卿の日記類に散見する院庁文書についても、その数を握むことは困難である。したがって、院庁文書の存在傾向を推測するため、一応、ここでは、平安遺文および鎌倉遺文に所収の院庁文書を利用した。)

(A表) 院宣等年号別調べ

年号	院宣	院下 院文	院庁 牒	計
保元以降	2	—	—	2
3年8月平治	—	1	—	1
永暦	—	2	—	2
応保	—	—	—	—
長寛	1	1	—	2
永仁	—	2	—	2
嘉応	3	—	—	3
安元	1	1	—	2
承安	1	3	—	4
治承	5	1	—	6
養和	—	3	—	3
12年永暦	1	2	—	3
寿永	12	6	3	21
元治	3	5	1	9
文治	39	9	—	48
建久	11	5	—	16
3年3月迄				
計	79	41	4	124

後白河院政期についての若干の考察(石塚)

(A表)の一二四点を内容別に区分すると、荘園関係(押妨停止、相伝領掌など)八五点、社寺関係(社寺修造など)一八点、武家関係(惣追捕使設置など)一三点、その他八点となる。すなわち、(A表)によれば、内乱に突入した治承年間以降の文書数は一〇〇点あり、それ以前の安元年間までの二四点に比較すると四倍の増加である。また、鎌倉幕府の存在がより明確になった文治・建久間には六四点で数字的には計一二四点の約半数を占めているが、この数字は当時の在地における封建的勢力(武家政権の推進力)の伸張を示している。

ちなみに、この院庁文書に對置する同時期の朝廷文書をみると、(B表)のようになる。

(B表) 宣旨等年号別調べ

年号	宣旨	綸旨	官宣	官旨	太官	政符	太官	政牒	計
保元以降	—	—	1	—	—	—	1	2	2
3年8月平治	—	—	—	—	—	—	3	3	3
永暦	—	—	1	—	—	—	1	2	2
応保	—	—	10	—	—	—	—	11	11
長寛	—	—	4	—	—	—	2	6	6
永仁	—	—	—	—	—	—	—	—	—
嘉応	1	—	1	1	—	2	—	5	5
安元	—	—	2	—	—	—	—	2	2
承安	—	—	7	1	—	—	—	8	8
治承	—	—	—	—	—	3	—	—	—
養和	—	—	3	—	—	—	—	6	6
12年永暦	—	—	1	—	—	—	—	1	1
寿永	—	—	2	—	—	—	—	2	2
元治	—	—	1	—	—	—	—	1	1
文治	12	1	—	3	—	1	—	17	17
建久	3	—	2	—	—	—	—	5	5
3年3月迄									
計	16	2	35	8	10	—	—	71	71

(B表)の七二点は、前記の(A表)院庁文書一二四点に比較して約半数である。また、(A表)および(B表)において、年

号別で最も多いのは文治年間で院宣三九点・宣旨二点（計五一⁽⁶⁾点）、このうち一六点が源義経追討関係で占められ、鎌倉幕府成立期の時代相を反映している。

さらに、参考として、前代の白河・鳥羽院政期の文書および後鳥羽院政期の文書について示すと、つぎのとおりである。

白河院政期Ⅱ(Ⅱ)院宣四点、院庁下文二点、院庁牒二点、（計八点）に対し、(Ⅱ)宣旨二〇点、官宣旨六〇点、太政官符九点、太政官牒二点、（計九一点）で、(Ⅱ)と(Ⅱ)の比率八。対九。二。

鳥羽院政期Ⅱ(Ⅱ)院宣一五点、院庁下文一五点、院庁牒九点、（計三九点）に対し、(Ⅱ)宣旨一点、綸旨一点、官宣旨三二点、太政官符三点、太政官牒四点、（計四一点）で、(Ⅱ)と(Ⅱ)の比率四。八。対五。二
後白河院政期Ⅱ(Ⅱ)A表一二四点に対し、(Ⅱ)B表七一点で、(Ⅱ)と(Ⅱ)の比率六。四。対三。六。

後鳥羽院政期Ⅱ(Ⅱ)院宣六五点、院庁下文一五点、（計八〇点）に対し、(Ⅱ)宣旨一一点、官宣旨二四点、太政官符八点、太政官牒一点、（計四四点）で、(Ⅱ)と(Ⅱ)の比率六。五。対三。五。

すなわち、(Ⅱ)院庁文書と(Ⅱ)朝廷文書の各院政期の比率にみる現象から、「後白河院政期以前には、院庁牒及び院庁下文は、院御願寺及び院御願寺々領女院領院祇候者の所領に関することに限られ、一般の国政上では太政官符や官宣旨や国司庁宣を発給させる楨杆の役目を果たすにすぎず、院の国政上の発言は、専ら院宣によって行われており、また、保元年間には院庁下文が宣旨と同等に取り扱われたが、院政の独裁的権力は必ずしも院庁なる組織を通じて形成されたものではなかった。」とする竹内氏の見解を想起す⁽⁷⁾

るが、後白河院政期になると、院庁機構はより整備され、院の独裁的権力の手足の役割を十分に果たしたと思われる。

注

(4) 平安遣文二九五二号、二九五七号、二九七九号、三〇九三号、ほか。

鎌倉遣文五号、一六号、一七号、四六号、六三号、六七号、八五号、ほか。

(5) 平安遣文二九五九号、二九七一、三〇二九号、補二二五号、ほか。

鎌倉遣文九号、二三号、三九号、五七号、八九号、一一〇号、一四〇号、ほか。

(6) 平安遣文一七五九号、一八一四号、二二三六号、五〇〇一号、ほか。

鎌倉遣文九七七号、九九二号、ほか。

(7) 竹内理三「院政」（体系日本史叢書、政治史1所収）二〇五頁。

(補註) 竹内氏前掲論文「平氏政権と院政」五九頁、六五頁。小稿で利用した文書の種類別区分に当っては、例えば、「院宣」「院宣案」「院宣亨」は一括して「院宣」とした。以下、「院庁下文」なども同様である。よって、文書数の集計には若干の重複がある。

三、院司公卿等について

つぎに、院政体制の人的構成（Ⅱ院司）を考察するため、まず、院庁文書（A表）について署名者である院司を整理する。

(1) 後白河院庁下文の署名者数（Ⅱ院司公卿数）を、公卿補任に

よって同時期の公卿数と対比してみると、(C表)のとおりである。⁸⁾

(C表) 院庁下文署名者数と公卿数の対比表

	A 見任公卿数 (a 署名者数)		B 非見任公卿数 (b 署名者数)		(c 署名者全員)	史料番号
	名	名	名	名	名	
平治元年	26	(14)	13	(1)	(30)	平安遺文 2979
永暦元年	30	(10)	11	(2)	(29)	3093
永暦2年	25	(12)	10	(3)	(37)	3138
嘉応元年	25	(2)	19	(1)	(13)	3521
承安2年	29	(7)	21	(0)	(21)	3593
承安4年	31	(7)	22	(1)	(18)	3666
治承2年	28	(11)	18	(1)	(25)	3836
養和元年	28	(7)	27	(0)	(17)	4012
寿永2年	38	(6)	26	(3)	(21)	4114
元暦元年	25	(5)	22	(4)	(20)	4172
元暦2年	30	(4)	21	(4)	(11)	4241
文治2年	27	(12)	17	(3)	(32)	鎌倉遺文 101
文治3年	27	(8)	17	(2)	(24)	276
文治4年	30	(17)	13	(1)	(39)	313
建久元年	29	(5)	25	(2)	(17)	502
建久2年	29	(8)	24	(3)	(20)	531
建久3年	29	(16)	22	(3)	(43)	584

註

①署名者全員とは、院庁下文に署名の院司全員で別当から主典代までの者を含む。②署名者数とは、院司公卿のみである。③aはA、bはB、およびa+bはCのそれぞれの内書きである。

後白河院政期についての若干の考察(石塚)

(C表)の署名者数が当時の院司数と合致するものではないが、一応、院司の概況を推測することはできる。そして、この表は、院司公卿について、律令政治機構(天皇)の公卿と、院政体制(上皇)の院司という二面性を示している。これは、院政の中心である院庁機構のみによる政治の執行では、全国的な統治は不可能であるため、国政の円滑なる遂行を期して、院政が従来の律令政治機構をそのまま利用する手段をとったこと。すなわち、院政体制の発足以来、律令政治機構を構成する撰関家以下の公卿等を院司として院庁機構に編入することで、院が国政の実権を掌握していたことを裏付けている。

(2)つぎに、(C表)作成に利用した院庁下文に、見任公卿かつ院司として名前の記載されている者について、文書の年次順に、当時の年令、官職および薨年等を記述する。⁹⁾(ただし、同一人の記載は省略した。)

◎平治元年五月

- 藤原公教(五七才、内大臣、左近衛大将―永暦元・7・9薨)
- 藤原重通(六一才、大納言、中宮大夫、陸奥出羽按察使―永暦26・5・薨)
- 藤原経宗(四一才、権大納言―文治5・2・28薨)
- 藤原忠雅(三六才、中納言―建久4・8・26薨)
- 源雅通(四二才、権中納言―承安5・2・27薨)
- 藤原光頼(三六才、権中納言、左衛門督―承安3・正・5薨)
- 藤原実定(二一才、権中納言―建久2・12・16薨)
- 藤原雅教(四七才、権中納言―承安3・2・11薨)

藤原信賴（二七才、権中納言、中宮権大夫、右衛門督—平治元・12・28薨）

源 師仲（四四才、権中納言—承安2・5・16薨）

藤原公光（三〇才、参議、侍從、播磨権守—治承2年薨）

藤原顯長（四三才、参議、皇后宮権大夫—仁安2・10・18薨）

藤原惟方（三五才、参議、左兵衛督、出雲権守—永曆元・2・28出家）

藤原俊通（三二才、参議—治承2・6・29出家）

◎永曆元年五月

藤原基房（一七才、権大納言—寛喜2・12・28薨）

藤原実長（三二才、権中納言—寿永元年12月薨）

藤原顯時（五一才、参議、左大弁、勘解由長官—仁安2・3・14薨）

藤原季行（四七才、中宮亮—応保2・8・22薨）

◎永曆二年二月

藤原公能（右大臣、右近衛大将—永曆2・8・11薨）

平 清盛（四四才、参議、右衛門督—養和元・閏2・4薨）

藤原資長（四三才、参議、左大弁、勘解由長官—建久6・10・26薨）

※

◎永萬二年正月

藤原公通（五〇才、権大納言、陸奥出羽按察使—承安3・4・8薨）

藤原隆季（四〇才、参議、左兵衛督、讃岐権守—寿永元年出家）

平 重盛（二九才、参議、右兵衛督—治承3・8・1薨）

◎嘉応元年十一月

平 時忠（四〇才、権中納言、右衛門督—文治5年薨）

◎承安二年二月

藤原成親（三五才、権中納言、左衛門督—安元3年8月薨）

平 宗盛（二六才、権中納言、右衛門督—文治元・6・21薨）

平 親範（三六才、参議、民部卿、近江権守—承久2・9・28薨）

◎承安四年九月

源 資賢（六二才、権中納言、陸奥出羽按察使—文治4・2・26薨）

◎承安四年十二月

藤原実房（二八才、権大納言—嘉禄元・8・19薨）

藤原実国（三五才、権大納言—寿永2・正・2薨）

藤原成範（四〇才、権中納言、左兵衛督—文治3・3・16薨）

平 頼盛（四一才、参議、右兵衛督—文治2年薨）

◎治承二年六月

藤原忠親（四八才、権中納言、右衛門督—建久6・3・12薨）

藤原朝方（四四才、参議、皇太后宮大夫、阿波権守—建仁元年薨）

藤原長方（四〇才、参議、右大弁—建久2・2・11薨）

◎養和元年十二月

源 定房（五二才、大納言—文治4・7・17薨）

◎寿永二年閏十月

藤原実家（三九才、権中納言、左衛門督—建久4・3・25薨）

藤原経房（四二才、参議、左大弁、近江権守—正治2・閏2・11薨）

※

平 親宗（四〇才、参議、右大弁—正治元・7・17薨）

◎寿永三年二月

藤原親信（四八才、参議、修理大夫―建久8・11・17薨）※

◎文治二年四月

藤原良通（二〇才、権大納言、右近衛大將―文治4・2・20薨）

藤原家通（四四才、権中納言、右衛門督―文治3年薨）

藤原頼実（三二才、権中納言、左兵衛督―嘉禄元・7・5薨）

藤原定能（三九才、権中納言―承元3・8・22薨）

藤原隆房（三九才、参議、右兵衛督、加賀権守―建永元年出家）

藤原兼光（四二才、参議、左大弁、勘解由長官、遠江権守、造興

福寺長官―建久7・4・23薨）※

◎文治四年二月

藤原実宗（四四才、権中納言―建暦2・12・9薨）

源通親（四〇才、権中納言―建仁2・10・20薨）

◎文治四年十一月

藤原宗家（五〇才、権大納言―文治5・閏4・20薨）

藤原兼雅（四一才、権大納言、右近衛大將―正治2・7・16薨）

藤原泰通（権中納言―承元2年出家）

◎建久元年十二月

藤原定長（四二才、参議、左大弁、讃岐権守、造東大寺長官―建

久6・11・11薨）※

◎建久二年四月

藤原隆忠（二九才、権大納言―寛元3・5・22薨）

◎建久三年三月

藤原良経（二四才、権大納言、左近衛大將―建永元・3・7薨）

(3)また、前記の院宣(A表)の署名者である院司(院近臣)に

後白河院政期についての若干の考察(石塚)

ついで、文書の年次順に当時の年令、官職および薨年等を示すと、
つぎのとおりである。⁽¹⁰⁾（ただし、前記(2)院庁下文署名者（見任公卿Ⅱ院司）と重複する者は省略し、かつ、重複の者は前記(2)の見任公卿（院司）名前の下に※印を付した。）

安元元年十一月、右近衛中将藤原光能四四才（寿永2・2・28薨）

養和元年十月、左衛門権佐藤原光長三八才（建久6・6・2薨）

寿永元年七月、権右中弁藤原行隆（文治3・3・17卒）

寿永二年六月、右中弁藤原光雅三一才（正治2・3・9薨）

寿永二年七月、伊予守高階泰経（建仁元・11・23薨）

寿永三年四月、左衛門佐藤原親雅四〇才（承元4・9・23薨）

文治二年九月、右少弁藤原親経（承元4・10・16薨）

文治四年七月、勘解由次官平宗隆二三才（元久2・3・29薨）

文治四年七月、右中弁平基親（建永元年出家）

文治六年二月、藤原宗行一七才（承久3年薨）

建久元年七月、権右中弁平棟範

建久元年八月、左衛門権佐藤原家実（貞応2・2・20薨）

建久二年四月、大藏卿藤原宗頼三八才（建仁3・正・29薨）

(4)さらに、前記(2)および(3)に関連して、同時期の宣旨等(B表)についても、年次順に署名者および当時の官職をみると、つぎのとおりである。⁽¹¹⁾

(宣旨)

仁安三年四月、左大史小槻宿禰（隆職）

文治元年十月、藏人頭右大弁兼皇后宮亮藤原光雅△

文治二年正月、藏人頭右中弁源兼忠

文治二年二月、藏人頭左中弁藤原光長△
 文治四年二月、藏人右衛門権佐平棟範△
 文治四年十月、藏人右衛門権佐藤原定経
 文治五年二月、左大史小槻宿禰(広房)
 文治五年七月、藏人宮内大輔藤原家実
 建久二年三月、藏人頭大藏卿兼中宮亮藤原宗頼△

(官宣旨)

保元三年十二月、中弁源雅頼
 応保二年五月、少弁藤原俊経、大史小槻宿禰(永業)
 長寛二年七月、中弁平親範△
 承安二年十二月、右中弁藤原重方
 承安三年五月、少弁藤原兼光△
 建久二年十月、右少弁藤原資実、大史小槻宿禰(隆職)

——なお、△印は院司を示す。——

以上、主として院司公卿をみたが、これらの院司公卿の出現については、一般的に、白河・鳥羽院政以来、①院権力への接近を求めて、摂関家以下の公卿(上級貴族)が自ら院政体制の院司となった場合、および、②院司(中・小貴族)が朝廷官職である内蔵頭、修理大夫、大藏卿、さらには藏人頭への任官等のコース⁽¹²⁾によって公卿に昇進した場合が考えられているが、その傾向は後白河院政期も同様であろう。

註

(8) 公卿補任第一篇(新訂増補国史大系)四四一—五二六頁。
 ↓以下、各註共通。

(9)

平安遺文二九七九号、三〇九三号、三一一八号、三三七五号、三五二一号、三五九三号、四八七六号、三六六六号、三八三三三三、三八三六号、四〇一二号、四〇一三三、五〇八四号、四一三二二号。

鎌倉遺文八五号、三一三三、三五三三、五〇一、五〇二、五三一、五八四、五八五。

尊卑分脉(新訂増補国史大系)第一篇、第二篇、第三篇、第四篇。↓以下、各註共通。

(10)

平安遺文二九五二、二九五七、補二三六、四八五九、四八六一、三五五七、三六三〇、三七一四、四〇〇七、四〇三五、四〇九三、補一四〇、補一四六。

鎌倉遺文一六、一七、一三六、一七七、三三三三、三三八、四二二、四六三、四七一、五三〇号。

(11)

平安遺文三四六一号。
 鎌倉遺文九、三九、五七、三一、三四七、三六五、三九八、五二三。

平安遺文二九五九、三二二、三二九、三六一五、三六二八。
 鎌倉遺文五五二。

(12)

橋本氏前掲論文四三頁、四六一四九頁。

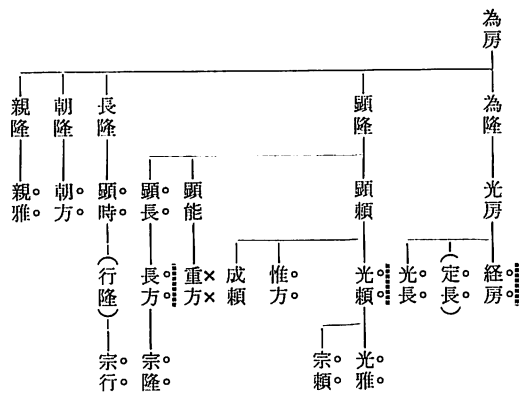
四、家系別の院司勢力

ここで、前記(C表)の院司公卿に、玉葉などで散見する院政重職者、院近臣、院近習等を若干補足して、主な院司を家系別に整理すると、(D表)のようになる。(なお、。印は院司公卿)

を、……印は院政重職者（執事、年預、伝奏）を、（ ）印は院近臣を、××印は院近習を、それぞれ示す。）

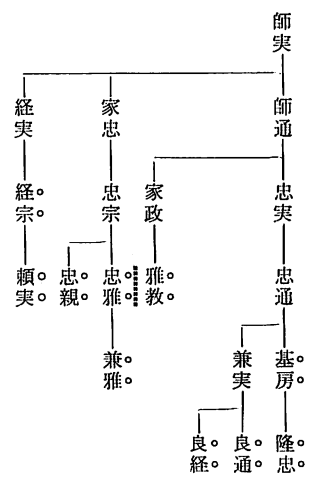
（D表） 後白河院政期の院司公卿等家系別調べ

(1) 高藤流

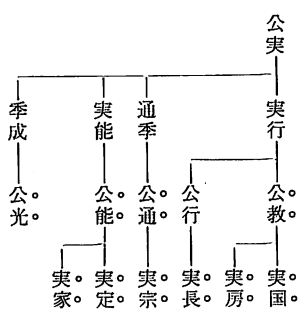


後白河院政期についての若干の考察（石塚）

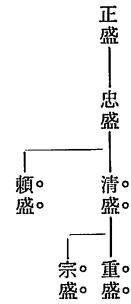
(2) 師実流



(3) 公季流



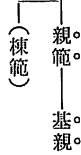
(4) 桓武平氏



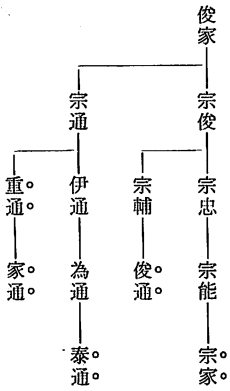
知信
時信
親宗
時忠



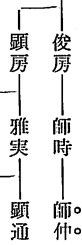
実親 — 範家 — 親範[○] — 基親[○]
 (棟範)



(5) 頼宗流



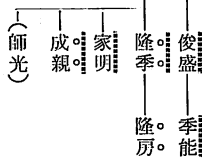
(6) 村上源氏



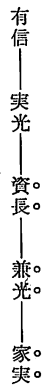
(7) 未茂流



顯季 — 長実 — 顯盛 — 俊盛 — 季能
 |
 家保 — 家成 — 隆季 — 隆房



(8) 日野流



(9) 道隆流



(10) 道網流



註

(14)

田中文英「院政期における政治史研究の一前提—政治権力の文藝構成をめぐる—」（日本史研究二二〇号）
石井 進「院政期の国衙軍制」（法制史研究二〇号）
井上満郎「院政政権の軍事的編成」（史林五五三）
などの諸論文がある。

以上、院司公卿等についてみたが、さらに、院司の側面を補足的に考察するため、任意に、後白河院政期における院司藤原光能¹⁵について、玉葉の記述を示すと、つぎのとおりである。

(1) 安元二年十二月五日条

此日、京官除目也、(中略)除目了、於中門廊辺、関白召三五位藏人一人、其人見及被_レ仰_二下藏人頭一人、右中将光能朝臣衆庶無不驚耳目、(中略)而定能以_二院之近臣、超_レ越知盛入道相国最愛之息子、當時無雙之權勢、又位階上臈也、而光能以_二院之近臣、超_レ越此外、

(2) 安元三年正月廿三日条

頭右中将光能朝臣為_二院御使_一来、余(兼斐)着直衣出逢、光能先居長押下、依余目入_二座末_一、居余座下方板敷、竊伝勅命云、

(3) 安元三年三月五日条

此日有_二任大臣事_一、以_二内大臣師長_一、任_二太政大臣_一、以_二左大將重盛_一、任_二内大臣_一、以_二前大納言実定_一、還_二任大納言_一、内弁三条大納言実房、宣命使堀川宰相頼定、外弁上卿別当忠親、召_二少納言惟基云々、頭右中将光能朝臣奉行云々、

(4) 安元三年五月十一日条

今月座主宣命被_二受取_一云々、少納言惟基、上卿權中納言実綱卿云々、又前座主明雲可_レ被_二勘_一罪名云々、頭右中将光能朝臣宣下、左大臣云々、以_二史被_一下、右中弁経房朝臣云々、宣旨状、「安元三年五月十一日、宣旨、前延暦寺座主僧正明雲条々所犯事、(中略)仰下_二知明法博士等_一、就_二彼条々所犯_一、令_二勘_一申明雲所当罪名、藏人頭右近衛中将藤原光能」

(5) 安元三年六月四日条

去夜亥刻、入道之許、榻召之輩六人云(中略)已刻、大夫史隆職示送云、去夜有_二被_一仰下_二之_一事、上卿源大納言定房、職事頭權中将光能朝臣、被_二行_一停任事也云々、山城守中原基兼、(中略)已上四人宜_二解_一却見任云々、件事入道申院、自院以_二親宗御教

書、仰_二遣光能朝臣_一、

(6) 治承二年六月八日条

頭權大夫光能朝臣来、余(兼斐)相逢申_二新制条々_一、注別紙付之光能朝臣云、今日可_レ被_二仰_一含入道相府之許云々、

(7) 治承二年七月廿九日条

伝聞、去月十七日被_二下_一新制十七ヶ条、光能朝臣奉行云々、

(8) 治承三年七月廿八日条

又申云、去廿五日、叡山凶惡党衆等、可_レ追討之由、被_二下_一宣旨、其状如此、「治承三年七月廿五日、宣旨、叡山堂衆等、不_レ憚勅制、不拘_二座主制止_一、聚成_二狼戾_一、(中略)宜_レ令_二檢非違使擲進_一、至于逃_二移諸国_一者、仰_二宰吏_一召_二進其身_一、奉行職事光能云々、件宣旨、初可_レ遣_二追討使_一之由被_レ載、

(9) 治承三年十一月十七日条

今日有_二解官除目等_一載_レ左、「治承三年十一月十七日解官、太政大臣藤原朝臣、權大納言按察使源資賢、(中略)參議右兵衛督皇〔太〕后大夫藤原光能、(下略)」

(10) 養和二年三月九日条

見聞書、權大納言兼雅卿、(中略)光能卿右兵衛督泰経朝臣卿大藏等、皆以還任了、凡去治承三年解官之人々、去冬今春除目、過半還補了歟、

(11) 寿永元年十月廿一日条

此日大嘗会御輿行幸也、三条末節下内大臣宗盛有兵、御前長官別当実宗卿、御後長官右兵衛將光能、装束司長官左衛門督時忠、次官左中弁兼光等也、

註

(15)

藤原光能の略歴（公卿補任）を示す。

長承元年出生（父、民部少輔従五位上藤原忠成）

久安二年（15才）叙爵

長寛二年（33才）従五位上

永萬元年（34才）下野守（元散位、懷遠辭替）

仁安二年（36才）正五位下（朝親行幸賞、院司、下野守）

——右少将——従四位下（臨時、下野守右少将）

仁安三年（37才）皇后宮権亮——従四位上（皇太后入内賞）

——正四位上（朝親行幸賞、右少将皇太后宮権亮）

承安元年（40才）右中将（元少将）

安元二年（45才）藏人頭（右中将如元）

治承元年（46才）皇太后宮権大夫

治承三年（48才）右兵衛督（藏人頭権大夫如元）——任参議（皇太后宮権大夫右兵衛督如元）——勅勘解官歟（前参議）

治承四年（49才）被免勅勘（前参議）

義和元年（50才）被聴朝参——正四位下、参議還任——叙従三位

寿永元年（51才）兼左兵衛督、任丹波権守

寿永二年（52才）左兵衛督、丹波権守——正三位（行幸院賞、別当）——辞所職、以男前淡路守則光甲任左少将——即出家、即薨。

なお、小稿で示した年令はすべて数え年である。

六、結びに代えて

従来から、院政体制については、白河院政以来、既存の律令政治機構（朝廷）の外に創設された院庁によって推進され、その

後白河院政期についての若干の考察（石塚）

院庁には新しい政治的階層が結集し、院司を構成し、また、特に院政の実力者といわれた院近臣が出現したこと⁽¹⁶⁾。そして、院庁の組織は院政時代をとおして漸進的に整備され、まず、専制主義者である院（Ⅱ上皇）を頂点に、別当（執事、執権、年預）が院中の政務を執行し、その下に、判官代・主典代・庁官、および、藏人・非藏人、ならびに所衆、北面武士等が置かれ、さらに伝奏も設置された（このうち執事別当、伝奏は後白河院政期の新設といわれる。）⁽¹⁷⁾という事実をふまえて、院政の独自性が評価されており、一応、そこには政治史上における院政の歴史的位置づけがなされている。

ところで、一方、院政体制を支える院司については、縷々、後白河院政期を中心に院司公卿等を考察したとおり、(1)「院庁下文署名者数と公卿数の対比表」にみる見任公卿に占める院司の割合、(2)宣旨・官宣旨の署名者の中に、院庁下文・院宣の署名者（院司）を散見すること、(3)院司についての記述（例えば、藤原光能の場合）などの態様から、院司が既存の律令政治機構から分離した院政体制独自の構成員ではなく、それは、朝廷の見任公卿および非見任公卿による院司兼任、ないし、院司による律令制官職の帶有であり、院司の性格は本質的には律令政治機構の構成員であったことが指摘される。いうなれば、これは院政体制の人的構成における非独自性を明示するものである。

すなわち、院政時代（白河院政期以降）におけるこれらの態様は、一応、周知の事実となっているが、この点については、さらに、院政時代の政治形態に関する橋本氏の見解があり、(1)白河・

鳥羽院政期の記録や院庁文書を検討しても、現在、常識化している院政の図式を裏付け得る史料は見当たらない。(2)院庁の牒・下文の内容は院政の存在を否定する。(3)公卿定、外記政・検非違使庁政、あるいは、宣旨・院宣の機能をみると、国政は太政官を中心とする律令政治機構(藏人所、検非違使庁等を含む)によって運営されたと判断する。(4)院は任官叙位の権を梃子として律令官僚制に密着した宮廷貴族を掌握し、政務の最終的な裁断と指示・命令の実権を握っていた。……と説明されている。また、最近では、後白河院政期における院司の知行国制への進出について、前代に院庁に結集した受領層(院司)がやがて公卿に昇進するに伴い、院分受領国の国務沙汰権(知行)を個別的にこれらの院司または院近臣に付与するようになったとする石丸氏の見解(19)さらに、院近臣等による白河・鳥羽・後白河院政期における検非違使職への進出状況を整理された満富氏の論稿(20)もあり、院政体制と律令政治機構との有機的な相関関係が追究されている。

もちろん、院司の存在は後白河院政期だけの問題ではなく、白河・鳥羽院政期を含めた院政時代をとおしての研究対象であることはいまでもない。しかるに、小稿において考察の対象を後白河院政期における院司(院司公卿等)としたのは、院政体制が本質的には律令政治機構を一步も出でおらず、院の個人的な専制権力に集中的に依存したこと、および、このデスポティズムを代表する歴史的存在が後白河院であったことにかんがみ、その院庁を構成した院司について意識したためである。

註

(16) 竹内理三「貴族政權とその背景」(律令制と貴族政權第二部所収)三一—三三四頁。↓院政の成立と構造

(17) 渡辺直彦「嵯峨院司の研究」(日本古代官位制度の基礎的研究所収)二五九—二八三頁。

竹内氏前掲論文「院政」一八五—一八七頁。↓院庁の組織

吉村茂樹「院政」(日本歴史新書)七五—一〇四頁。↓

院庁の組織及び政務

橋本義彦「院政機構図」など(永原慶二他編、中世史ハソドブック所収)二六五頁、二七〇頁。

(18) 橋本義彦「院政期の政治形態」(史学雑誌七四編一二号)八八—八九頁。

(19) 石丸照「院政期知行国制の一考察」(北大文学部紀要二八号)五九—一一九頁。

(20) 満富真理子「院政と検非違使」(史淵第四百輯)九九—一三九頁。

(21) 石母田正「古代末期政治史序説(下)」三五七—四四二頁。吉村氏前掲書一三〇—一三五頁、一四九—一五一頁。

(付記)

小稿は、昭和四十七年十一月二十五日、法政大学史学会大会において口頭で報告した「院宣等からみた後白河院政期」を若干補足してまとめたものである。